令和　　年　　月　　日

旧債振替協議書

秋田県信用保証協会　御　中

金融機関　　　　　支店

支店長　　　　　　　　　　　　　印

　米国関税措置対応特別保証制度の利用にあたり、資金使途として旧債振替を予定していますので事前に協議します。なお、融資予定企業に対し旧債振替について内容説明を行い、内諾を得ております。また、融資実行時にも再度説明しますので貴協会の融資予定企業に対する旧債振替意思の確認は不要です。

記

１．企業名

２．保証融資予定額

（１）融資額 　　　　円

（２）うちプロパー返済分 　　　　円

３．返済する既借入金の明細

（１）当初融資額 円

（２）融資残高 円（令和　　年　　月　　日現在）

（３）融資期間 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

（４）返済方法

（５）融資利率 年　　　　％

（６）資金使途

４．プロパー融資の返済メリット（以下（１）を必ず満たすこと。その他該当項目を記載）

（１）信用保証料率を含む資金調達金利が軽減される　年　　　　　％から年　　　　　％

（２）返済負担軽減　　年返済額　　　　　千円から　　　　　千円

（３）借入期間の延長（返済負担軽減）

①　短期資金から長期資金への借換　　返済期間　　　　　カ月から　　　　　カ月

②　長期資金から長期資金への借換　　返済期間　　　　　カ月から　　　　　カ月

注１）2025年4月以降に米国の追加・相互関税措置に対応することを目的として取扱開始したプロパー融資であって、証書貸付の場合には証書の写し、手形貸付の場合には資金使途を疎明できる資料を添付したものを旧債振替の対象とすることができます。

注２）秋田県信用保証協会の審査により旧債振替を認めない場合があります。